

平成28年5月12日（木）

於・特許庁16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会
第17回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 審査の進め方（案）について	2
3. 商標審査基準の今後の検討事項とスケジュール	3
4. 公益的な機関等（4条1項1号～5号）、博覧会の賞（9号）、登録品種（14号）、 ぶどう酒等の産地（17号）の商標審査基準について	5
5. 団体商標（7条）及び地域団体商標（7条の2）の商標審査基準について	36
6. 閉 会	40

1. 開 会

○佐藤商標課長 おはようございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第17回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の方々におかれましては、御多忙の中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は4月1日より商標課長に着任いたしました佐藤でございます。よろしくお願いたします。このワーキンググループの事務局を務めさせていただきます。本ワーキンググループは、御案内のとおり昨年度から商標審査基準の全面見直しということで御審議いただいております。今年度は第4条の不登録事由などを中心に御審議いただく予定でございます。

座長につきましては、引き続き学習院大学法学部教授の小塚荘一郎委員をお願いしております。

また、委員の皆様におかれましては、今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めまして事務局から委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

日本商標協会オリナス特許事務所弁理士・大西育子委員。

日本大学大学院知的財産研究科教授・小川宗一委員。

日本弁理士会商標委員会委員長、窪田法律事務所弁理士・加藤ちあき委員。

まだお出でになっておりませんが、明治大学法学部准教授・金子敏哉委員。

長島・大野・常松法律事務所弁護士・田中昌利委員。

外川特許事務所弁理士・外川英明委員。

日本弁護士連合会、桜坂法律事務所弁護士・林いつみ委員。

日本知的財産協会商標委員会委員長、大塚製菓株式会社弁理士・本田順一委員。

以上でございます。

座長の小塚委員も含めまして計9名の委員構成でございます。よろしくお願いたします。

なお、本日は、林委員は所用のため10時40分まで御出席された後、退席されます。

それでは、以降の議事につきましては小塚座長にお願いしたいと思います。小塚座長、よろしくお願いいたします。

○小塚座長 前年度に引き続きまして、座長を仰せつかりました小塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座りまして失礼いたします。早速ですが、本日の議題について御案内を申し上げます。議事次第にありますように、まず第1に商標審査基準の今後の検討事項とスケジュールについて、第2に4条の関係ですが、公益的な機関等（4条1項1号～5号）、博覧会の賞（9号）、登録品種（14号）、ぶどう酒等の産地（17号）の商標審査基準について、第3に団体商標（7条）及び地域団体商標（7条の2）の商標審査基準について、この3つを本日は御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入るに先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。事務局からお願いします。

○佐藤商標課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、座席表、議事次第及び配付資料一覧のほか、資料1「商標審査基準の今後の検討事項とスケジュール（案）」、資料2「公益的な機関等（4条1項1号～5号）、博覧会の賞（9号）、登録品種（14号）、ぶどう酒等の産地（17号）の商標審査基準について（案）」、資料3「団体商標（7条）及び地域団体商標（7条の2）の商標審査基準について（案）」、資料4「商標審査基準たたき台（案）」、参考資料としまして、参考資料1「商標審査基準改訂に伴う主な論点」、参考資料2「審査の進め方（案）」について、以上の5点でございます。不足等ございませんでしょうか。

なお、お願いいたします。いつもでございますけれども、御発言をなさる際にはお手元のマイクのスイッチを入れていただきまして、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

2. 「審査の進め方（案）」について

○小塚座長 それでは、ちょっと順序が前後いたしますが、先ほど御案内しました議題の前に、参考資料2「審査の進め方（案）」についてということについて、事務局から御説明

をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○豊瀬商標審査基準室長 おはようございます。審査基準室長の豊瀬と申します。よろしくお願ひします。私も佐藤と同様、この4月から基準室長を務めております。何かと至らない点もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

早速でございますが、参考資料2ということで、一番後ろにつけております資料でございます。こちらは「審査の進め方(案)」になります。この内容についてはどういうものかと申しますと、審査実務を審査官が遂行していくに当たっていろいろな審査の流れというのがあります。例えば「商標の認定」から始まりまして、「指定商品・指定役務の調査・判断」、「登録要件」、「不登録事由の調査・判断」、それから「拒絶理由通知・登録査定等の起案」等ございますけれども、それぞれの場面でどういった調査を行うのか、どこの審査基準を参照して起案を行うのか、そういった点について文書化したものでございます。

特許の審査基準であるとか意匠の審査基準につきましては、既に審査基準の中に入るといふ形の構成になっておりまして、商標審査基準に入れ込むかどうかということも含めまして、今後この文書につきましては公表していくこととなりますが、その公表の仕方につきましては、今後の審査基準の改訂内容を反映させるとか、多分に審査基準の内容を含むものでございますので、今回の審査基準の改訂、御審議いただいた結果の内容も反映させつつ公表していくことになろうかと思ひます。

この公表時期とか公表方法については、今後十分に検討させていただきまして、本ワーキンググループにおきましては、参考資料として紹介させていただくことにとどめさせていただきます。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

現時点ではこれはまだ審査基準の内容になっているわけではありませぬので、当ワーキングのマンデートに入っていないということで、御参考として御承知おきいただきたいと思います。

3. 商標審査基準の今後の検討事項とスケジュール

○小塚座長 それでは、本日の議題のほうにまいりたいと思ひます。第1の「商標審査基準の今後の検討事項とスケジュール」についてということです。これも事務局から御説明

をお願いいたします。

○佐藤商標課長 資料1でございます。今年度の改訂におきましても、昨年度に引き続き残りの部分の改訂ということでございますので、昨年度お示しさせていただいた方針、ここに記載されております(1)から(3)における3本柱を念頭に置きながら改訂の作業を行っていきたいと考えております。

具体的には、まず内容面の見直しとして、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、裁判例の動向等を踏まえまして、また、例示を幾つか基準の中に記載されておりますけれども、そういったものを見直しも含めて今後改訂を行っていくということが1つ。

2つ目として構成面の見直しということで、ユーザーの皆様、あるいは審査官も含めまして、読みやすさ等に考慮して、構成全体の整理や用語の統一というものを行っていきます。なお、特許基準とか意匠基準の記載方法も参照いたします。

3つ目として商標審査便覧との関係について、審査基準との役割分担につきまして昨年度御審議いただきまして、このペーパーのように審査基準については、商標審査実務と密接にかかわる商標法の適用についての基本的な考え方(解釈・運用等)を条文ごとにまとめたものとするを踏まえまして、改訂作業を行っていきたいと考えております。

2ページ目ですけれども、これが個別論点の検討スケジュールということで、本年度における年間スケジュールになります。第17回が今回のワーキンググループ、5月12日でございます。18回以降につきましては、特に論点が多岐にわたると思われます4条1項11号につきましては、全4回ほどに分けてスケジュールリングさせていただいております。具体的には第18回、21回、22回、23回の4回に分けて、11号については御審議いただこうと考えております。その他の項目につきましては、優先順位であるとかボリューム感を含めまして、各回に割り振っております。

最終的には、昨年度の3条中心の改訂と同様に、1月から2月にパブリックコメントを予定しておりまして、それを経まして来年の4月1日に施行したいということで行っていくと考えております。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました資料1の内容につきまして、御意見ございましたらどうぞ御自由に御発言ください。どなたからでもお願いいたします。

おおむねよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは御意見は特になかったということで、このとおり了承されたというふうに理解させていただきます。

ありがとうございました。

4. 公益的な機関等（4条1項1号～5号）、博覧会の賞（9号）、登録品種（14号）、ぶどう酒等の産地（17号）の商標審査基準について

○小塚座長 それでは次の議題でございますが、審査基準のうちの4条関係の論点で、本日御審議いただきたいものについてということです。これも事務局のほうから資料の御説明をお願いいたします。

○豊瀬商標審査基準室長 資料2を御覧ください。こちらが今御紹介いただいた4条の当該部分に関する資料でございます。具体的な内容につきましては、まず4条1項1号から5号ということで、これらはいずれも公益的なマークを保護するための規定でございます。

資料2の1ページですが、現行商標審査基準の概要ということで、これにつきましては(1)ないし(4)を今のところ現行の基準として記載されておるところでございます。

次に2ページですが、改訂の方向性ということで、これも3条のときに御審議いただいた構成面の見直しの点につきまして、条文に則した形で、法律要件ごとに見出しをつける形で、その要件ごとの基準あるいは定義を記載するという構成面の見直しを行います。あと要件別に判断基準を整理して記載するとともに、該当例についてあわせて記載してはどうかという方向性で、今回のたたき台となっております。

具体的な改訂のイメージですが、資料4をあわせてごらんいただきたいと思います。資料4が、いつものとおり現行の審査基準が右側、それから事務局で考えましたたたき台(案)が左側という形で対照表になってございます。これに基づきまして改訂イメージを御説明させていただきたいと思います。

まず4条1項1号ですが、国旗等のマークを保護するための規定でございまして、見出しを各要件ごとにつけました。1番目として「国旗」について、2番目として「菊花紋章」について、3番目として「勲章、褒章」についてという形で、見出しをつける形で整理しております。変わったところは、全体的に基準の内容として変えたというわけではなくて、主に見やすさの観点から、ここにつきましては案として御提示させていただいております。

「勲章、褒章」につきましては、具体的な例を内閣府のウェブサイトから引用する形で

「勲章」及び「褒章」の例として図示をしたというところと、あと資料4の2ページですが、「外国の国旗」についてというところで、ここについても内容的には変わるものではありませんが、右側の現行の審査基準を見ていただきますと、4条1項7号の規定に該当するというようなくだりがございます。ここにつきましては、今後4条1項7号の中に入れ込む形で、この4条1項1号からは削除することとさせていただきたいと思っております。

資料4の3ページです。5番として「同一又は類似の商標」についてというタイトルを設けまして、ここに「同一又は類似」の判断の基準を今回新たに起こしてございます。ここにつきましては、昨年度御審議いただきました4条1項6号についての基準を参考にいたしまして、そこと同様の記載ぶりということで今回記載しております。立法趣旨が公益保護の観点ということで同様になっておりますので、6号と同様に、紛らわしいか否かによって判断する。例えば、出願商標が、その一部に国旗等を顕著に有する場合は、全体として本号に該当するものと判断するという、「例えば」という文章を今回追加しております。

その次の(2)の「菊花紋章」の判断の例ということで、これは従来からありました基準を若干修正する形で、今回も引き続き掲載しております。これはもともと旧内務省訓令からきている類似の基準でございまして、ここにつきましては例を追加するというのが変更点の一つです。①から④に該当するような標章として、4つ例を図示しております。

6番目として、「色彩を組み合わせる商標について」という見出しをつけました。内容は変わっていません。

以上が4条1項1号です。

資料2に戻っていただきまして、資料2の5ページです。4条1項2号、3号及び5号ということで、国の紋章とか記章の保護規定でございます。現行商標審査基準の概要として、(1)ないし(5)に関してこういった基準を設けてございます。

資料2の6ページの下の方、改訂の方向性でございますが、現行の基準をごらんいただきますと、第3号の審査基準の記載しかないということですので、今回新たに第2号及び第5号についての基準を追加して書き起こしたということが大きな変更点でございます。

同じように基準改訂のイメージにつきましては、資料4に戻っていただきまして、資料4の4ページです。2号、3号及び5号についての共通項として、これは条文を見ていただくとわかりますように、いずれも「経済産業大臣が指定するもの」という共通項がございますので、たたき台(案)についても、今回2号、3号及び5号につきましては一まと

まりの基準という形にしております。

1 番目で、その旨を明示した。ここについては現行基準にもあったところですが、若干文章的に修正しております。

それと2号、3号、5号につきましては、例示を新しいものに変更しております。若干現行の基準が不明瞭なところもありましたので、それを新しいものに差しかえるということを行っております。それが資料4の5ページ、6ページ、7ページです。

資料の8ページですが、ここが新たに追加したものでございまして、まず第2号について、「同一又は類似の商標」に係る審査基準でございます。第3号についても、「同一又は類似の商標」についてという同じ項目がございます。この両者とも、先ほどの4条1項1号と同様に、立法の趣旨は公益保護という観点でございますので、先ほどの第1号と同様の規定、つまり紛らわしいか否かによって判断します。例えばということで、一部に顕著に有する場合は、本号に該当するというような類否の判断基準ということとしております。

それから、3号につきましては、「需要者の間に広く認識されている商標」と、あと関係誤認を生じないような商標につきましては、該当しないということで除外されている規定になっておりまして、その中の法律要件として「需要者の間に広く認識されている」という要件が一つあります。その中で3条2項を引用している部分が現行の審査基準にございまして、ほとんど3条2項と同じ記載ぶりになっていたものを、今回、3条2項の当該部分を準用するという形に修正しております。

資料4の9ページでございます。ここの(3)については、内容については変えておりませんで、文章的なものの明確化を若干したということでございます。

4番目の第5号について、こちらは今回新設した基準でございます。ここも先ほどと同様に「同一又は類似の標章を有する商標」、ここにつきましても「有する」というような法律の記載になっております。5号につきましては、監督用であるとか証明用の印章等の保護規定でございますので、先ほどの2号、3号と違って品質保証的な機能が強いということと、商品の品質であるとか役務の質の誤認防止の観点もあるということで、そういったものと紛らわしい標章を有するか否かによって判断するというような基準になっておりまして、2号、3号とは若干異なり、有するか否かによって判断するという基準にしております。

それと、ここにつきましては商品、役務についての類否判断も入ってきますので、4条1項11号の商品、役務の類否判断の基準の当該部分を準用するという形にしております。

ここにつきましては4条1項11号の今後の審議によって、当該番号も変わってくるということでございますので、【P】、ペンディングという形に今のところさせていただいております。

あと（注）ということですが、告示の内容については、本審査基準作成時点のものであるというのを確認的に入れております。

次に4条1項4号でございます。4号につきましては、資料2に戻っていただきまして、資料2の11ページです。赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律に規定されております標章及び名称、それから武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で規定されております特殊標章の保護規定でございまして、基準改訂の方向性としては、条文に則した形で、要件別に判断基準を整理して記載するという方向性で、今回たたき台をつくっております。

資料4の10ページですが、変更部分は、1番目の(1)、(2)として見出しをつけたという形式的なものです。「標章」は次のとおりである、「名称」は次のとおりである、という形で形式的な変更を行っております。

3番の「同一又は類似の商標」についてということで、現行の基準は、「商標の一部に顕著に有する場合は、本号の規定に該当する」というような規定になっていたのを、今回は一連のたたき台と同じように、まず立法の趣旨を入れました。公益保護の観点からということで、ここも第4条1項1号から3号と同様の立法趣旨でございますので、この規定ぶりは1号ないし3号の類否の基準と同様としております。

それから、4条1項9号でございます。資料2の14ページです。現行審査基準につきましては、1番目として「博覧会」の解釈を定めた。2番目として「その賞を受けた者」の解釈を定めたものという形で規定されております。改訂の方向性としては、これも条文に則した形で、要件別に判断基準を整理して記載するという方向性で今回行っております。

資料4の12ページです。1番目として「博覧会」についてというタイトルのもと、現行の基準では、品評会を含むという基準になっておりましたが、品評会のみならず、例えば見本市、コレクション、トレードショー、フェア、メッセといった名称を冠したのも、要するに、実態で判断するということです。名称にかかわらず実態で判断していきますよというのを一つ入れました。この規定につきましては、「特許庁長官の定める基準に適合するもの」という要件が1つありまして、現行の基準にも記載があったところでございます。今回ここは見やすさの観点から、その告示を明示的に抜粋したという旨がわかるような

形にまず修正しまして、その下の(1)以降、この告示の要件に該当するかどうかという判断基準を新たに追加してございます。

ここの基準につきましては、現行の商標審査便覧に記載があるものを、ほぼそのまま基準に入れ込んでおります。告示の内容に合致するかどうかということにつきましては、この記載を入れないとなかなか判断が難しいということで、現行では商標審査便覧にある記載を今回基準としたいということで新たに追加してございます。

それから資料4の13ページです。3番目として「同一又は類似の標章」についてというタイトルでございますが、ここも立法趣旨として、「博覧会で与えられる賞の権威の維持及び商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点から」という観点を入れました。それから、「出願商標が、その構成全体又はその一部に博覧会の賞と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。」という基準を新たに入れております。

次に4番ですが、「その賞を受けた者」についてという見出しをつけまして、これは現行の基準の内容ほぼそのままですが、現行の基準は、「その者の営業の承継人」という形でしか書かれてなかったのですけれども、ここに「事業」という語を追加しまして、「営業、事業の承継人を含む。」という形にしております。ここは営業の承継人も事業の承継人も実質は同義だと考えておりますが、会社法が適用される場合には、「事業の譲渡」とあるとか「事業の承継」と言われているようですし、一方で商法が適用されるような場合には、「営業の譲渡」という言葉を使っているようですので、ここにつきましては、営業あるいは事業の承継人という形に今回改めております。

次に4条1項14号です。資料2の17ページになります。現行審査基準の概要として、1番目で、「14号でいう品種の名称は登録期間中のものに限られる旨を明示している。また、平成10年の種苗法改正により、品種登録に係る規定に変更があった」ということですが、「旧種苗法の規定により登録を受けた品種登録についても、前記1.の適用がある旨を定めた」というような現行の基準の構成になっております。

改訂の方向性としては、これも本号の条文に則して、要件別に判断基準を整理して記載するという方向性で今回たたき台をつくっております。

資料4の14ページでございます。まず「類似の商標」についてというところを新設いたしまして、これは類否判断ですね、これにつきましては、「品種登録を受けた品種の名称を特定人に独占させないという観点から、商標の有する外観、称呼、観念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない」ということで、現行の4条1項11号の類否の基

準をほぼそのまま持ってきているということでございます。

2番目も新設になります。「その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務」についてということで、種苗と類似する商品、役務についての基準になります。これは現行の審査実務に則した形で、こういった例示を加える形で、わかりやすく基準として起こしたものです。

読み上げますと、出願に係る指定商品が、品種登録を受けたその品種の「種子類、苗、苗木」等、又はこれらに類似する商品若しくは役務の場合、「その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務」に該当するものと判断する。

文章だけだとわかりにくいので、例示を入れました。例の1つ目が、その品種の種苗と同一と判断される場合。例えばということで、リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「リンゴの苗木」のとき、こういった場合は同一と判断されます。

2番目の例が、類似と判断される場合でございます。①として、同じくリンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「ぶどうの苗木」のとき。②として、リンゴについて品種登録されている。出願に係る指定商品が「ドライフラワー」のときということで、私どもの使用している類似商品役務審査基準に則った形の例を記載しております。

3番目としまして、ここは現行の審査基準の1番目に相当する部分でございます。現行の基準は、品種登録の登録期間が経過後については、3条1項1号又は3条1項3号の規定に該当するという基準にしておりましたが、今回、満了だけではなくて、消滅した後というものを追加しました。品種登録につきましては、満了以外でも、取り消し等で消滅する場合もございますので、その場合についてどうなのかということも基準にしております。指定商品又は指定役務により、3条1項1号又は3号の規定に該当するか否かを判断するというので、種苗法は御案内のように、品種名称の普通名称化を目指す規定でございますので、名称を多数の方に取引の場で使用してもらって、普通名称化を最終的に目指す法律でございますので、普通名称化していれば3条1項1号、指定商品の関係で普通名称であれば3条1項1号ですね、品質であるとか原材料に該当するものであれば3条1項3号に該当するか否かを判断していくということになっております。

次に4条1項17号でございます。4条1項17号は資料2の20ページでございまして、現行の審査基準ですが、1.において、「産地を表示する標章」に関し、当該産地を片仮名

文字又は翻訳と認められる文字で表示した標章についても、本号を適用することを定めたものであり、2.として、「ぶどう酒」及び「蒸留酒」の範囲を明確にするために定められている、そういった基準の構成になっております。

今回、改訂の方向性としましては、条文に則して、要件別に判断基準を整理して記載する。また、要件別に判断基準を整理して記載するとともに、該当例についてもあわせて記載するという事で、資料4の15ページですけれども、現行の審査基準につきましては、こういったものがここに該当してくるのかという例示がなく、若干わかりにくい審査基準になっておりますので、今回大きく変えたのは、その例示を追加したところです。

具体的には、1番目、「産地を表示する標章」についてという見出しのもと、片仮名で表示した標章についてということで、フランス語表記で「BORDEAUX」を片仮名で「ボルドー」と表記したもの、あるいはフランス語表記で「CHAMPAGNE」と表示しているものを片仮名で「シャンパーニュ」と表記をしたもの。例の2つ目として、その他の言語で翻訳したと認められる文字で表示した標章ということで、「BOURGOGNE」のフランス語を英語に翻訳した「BURGUNDY」といったものも該当してくるのではないかとということで、例示しております。

2番目の「有する」についてということで、これは法律要件として「有する」という言葉になっておりますので、これについても例示を新たに追加しているものです。「有する」についてということで1つ基準を起こしていますが、これは形式的に構成中に含むか否かによって判断する。要するに需要者の出所の混同というものではないので、ここは物理的、機械的に構成中に含むか否かによって判断していきますという旨を今回明示いたしまして、その使用形態や産地の誤認混同の部分は問わないということで基準として明確化した。

例につきましては、商品「しょうちゅう」について、商標「球磨の光」、商品「ぶどう酒」について、商標「山梨産ボルドー風ワイン」、商品「ぶどう酒」について、商標「CHAMPAGNE style」という形で、構成中にその文字が含まれていれば、「有する」に該当しますということを示明しております。

3番の「ぶどう酒」及び「蒸留酒」についての定義でございますが、ここは現行の基準と同じ見出しをつけただけです。

資料2の21ページ、4番目の参考の(2)として、特許庁長官が指定するものとして「老岐」、「球磨」、「琉球」、「薩摩」、「山梨」といったものがある旨を、参考情報として記載しております。

御説明は以上になります。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、これを順次区切って審議したいと思います。林先生がもうすぐ御退席になると思いますので、林先生だけ全体にわたって御意見がありましたら御発言ください。お願いします。

○林委員 ありがとうございます。審査基準のいろいろな表現を今回非常によく整理していただいております。全般的に賛成しております。

1点、14号について、資料4の14ページのところですが、1.の「類似の商標」というタイトルは、条文上ほかでは「同一又は類似の商標」については、「同一又は類似」について、という形になっているので、14号だけ違うのはなぜなのかというのが1点でございます。

それから、1.のところの3行の表現は、先ほどの御説明で11号の表現から取ったということでございましたけれども、そうであれば、11号については今後また4回検討しますので、それが終わったときにもう一度ここを振り返ってはいかがかと思えます。今、品種の名称を特定人に独占させないという観点からということだけが書かれているわけですが、もちろんその趣旨が大きなところですが、それでは紛らわしいか否かというのがないのかといいますと、2.の例のその品種の種苗と類似と判断される場合の①では、例えばリンゴの品種登録と同じ名前が「ぶどうの苗木」に使われたときでも、この14号該当ということで考えるということですので、そういったニーズもあるんだということであれば、1.のところの書き方も今後再検討する余地もあるのかなと思いました。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

今の御指摘について何か事務局からありますか。「同一」を省いたのは意図的かどうか。

○豊瀬商標審査基準室長 ここは「同一又は類似の商標」という見出しにしようかと思っただけですけれども、これ「同一」から区切るとちょっと意図が伝わらないかなというところもあって。というのは、「品種登録を受けた品種の名称」というところまで書かないと見出しとしては不足かなということもあったので、ここにつきましては「類似の商標」についてということでタイトルをつけております。

○小塚座長 わかりました。文法上の問題だということですが、これについて皆さんも御意見があるかもしれません。

それから、11号について審議が進んだときに見直すというのは、事務局のほうでテイク

ノートしていただきます。紛らわしいかどうかという観点がないかというのと、それは何か検討されていきましたか。

○豊瀬商標審査基準室長 紛らわしいか否かというのは、昨年度も4条1項6号で御審議いただいたところございまして、いわゆる概念的には、同一又は類似しないようなものでも、全体から見たら紛らわしいものがあるんじゃないかという御審議の内容だったかと思うのですが、立法趣旨から公益保護の観点というものにつきましては、6号と同様に紛らわしいか否かという基準にしておりまして、一方で種苗法との関係を規定した14号につきましては、必ずしも公益保護規定ではないという観点で、その基準とは違う形の記載ぶりしております。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、今14号についての御発言が先行しましたので、まず14号について御意見をいただくということで、その後1号に戻るということで進めたいと思いますが、よろしいですか。

それではまず、14号について、林先生の御指摘と事務局の回答がありましたが、それを含めて、あるいはその他の点でも結構です。御発言がありましたらお願いいたします。

大西先生、お願いします。

○大西委員 日本商標協会の大西でございます。

14号につきましては、3.のところで、存続期間の満了等により消滅した後は、3条1項1号もしくは3号の規定の該当について検討するということになっておりますが、14号の審査基準でございますので、消滅後は、本号に該当しないという文言を一言入れていただければありがたいと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

本号に該当せず、その後3条1項1号、3号に言及すること自体は構わないという御趣旨ですね。

○大西委員 はい。

○小塚座長 わかりました。ありがとうございます。

そのほかの皆さん、いかがでしょうか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 今の3.のところですが、従前は、登録期間が経過した後は3条1項1号、3号に該当するという規定だったものを、「等」を入れたことによって、理由のいかんを問

わず消滅したら1号、3号に該当するという事になったんだろうと思います。先ほどの事務局の説明だと登録の取り消しがあるというお話でしたけれども、確かに登録の取り消しがあったり、あるいは育成者権の放棄があったりいろいろなことがあります。従前、登録期間というのは、育成者権の場合25年でしょうか、相当期間がたった後は14号適用はないけれども、1号、3号の適用があるよというふうに思っていたのですが、今回は登録期間の長短にかかわらず、一度登録が発生して消滅したら、直ちに1号、3号に該当するというふうに特許庁は実務をやりたいということでしょうか。確認です。

○小塚座長 事務局からお願いします。

○豊瀬商標審査基準室長 今先生おっしゃられたこととは我々の趣旨が逆でございまして、ここは3. に下線が漏れているんですが、最後の「該当するか否かを判断する」というところも変更しているところです。現行の基準では「該当するものとする」ということで、例えば取り消し等によって、1日2日で取り消されるということもあり得ますので、そうした場合は当然普通名称化していないという場合もありますので、そこは実態を踏まえた形で、普通名称化しているようであれば1号に該当することを判断するという基準にしております。

○小塚座長 ありがとうございます。

小川先生どうぞ。

○小川委員 わかりました。そうすると逆にいうと、消滅していなくても1号、3号に該当することもあり得るという理解でよろしいですね。

○豊瀬商標審査基準室長 普通名称化していれば、それはあり得ると思います。

○小川委員 わかりました。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、それ以外の点について御発言ありますでしょうか。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 日本弁理士会の加藤でございます。

14 ページの2. について質問させていただきます。審査基準上、これまでは品種登録がされる種苗が例えばリンゴだった場合に、リンゴと「リンゴの果実」というのは非類似とされてきたかと思っておりますけれども、一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

○豊瀬商標審査基準室長 そこは非類似でございます。

○加藤委員 そういたしますとリンゴと「リンゴの果実」が非類似であるにもかかわらず、

リンゴと「ぶどうの苗木」、リンゴと「ドライフラワー」、これが類似にされるということになるかと思うのですが、確認させていただけますでしょうか。

○豊瀬商標審査基準室長 先ほども申し上げたのですが、我々の基準としている類似商品役務審査基準がございまして、あくまでもそれに基づいてこの類否の判断については行っている。すなわち種苗で対象としているのは、あくまでもその種苗なのです。すなわち類似商品役務審査基準で申し上げますと、種であるとか苗、苗木、その他の類似商品が類似商品役務審査基準で類似と推定されているものに該当するということになりますので、我々はそれに基づいて類否の判断を行っている。すなわち「リンゴの苗木」と「ぶどうの苗木」につきましても、「リンゴの苗木」であれば同一、「ぶどうの苗木」であれば類似ということで取り扱うということで実務を行っているところです。

○小塚座長 これは現在の実務を変える趣旨ではないという御提案ですね。

○豊瀬商標審査基準室長 そうです。

○小塚座長 加藤先生どうぞ。

○加藤委員 この14号が、品種登録を受けた品種の名称を特定人に独占させないという趣旨から設けられているということを考えますと、現在、例えばリンゴの場合、「リンゴの果実」について、リンゴについて品種登録がされた名称と同じ名称を無関係の第三者が登録するということが問題になっております。このことを考えますと、例えば昨年度検討しました4条1項6号、それから同じたき台（案）に載っております4条1項1号、3号、5号といったところにも、その商標の同一又は類似ということと、それから商品の同一又は類似ということについて、この号においてはこういう考えをとるというふうな定めがされているかと思っておりますので、この14号について、その類似商品役務審査基準をそのまま用いる必要があるのかどうなのかということは、この14号が設けられた趣旨に返って考えてみますと、やはりリンゴと「リンゴの果実」が非類似と扱われるというのは、日本弁理士会としては納得のいかないところでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

御意見は、むしろ類似と扱われる範囲を広げてほしいということですね。リンゴについて品種登録されているときに、「ぶどうの苗木」が類似になるというこれ自体について反対される趣旨ではなくて、むしろリンゴについて品種登録されているときに、「リンゴの果実」も類似商品と扱ってほしいという御意見でございますね。

○加藤委員 さようでございます。この2. に掲げられています「ぶどうの苗木」や「ド

ライフフラワー」について反対を申し述べているわけではなく、むしろ日本弁理士会の中では、そのリンゴについて、「リンゴの果実」、「リンゴジュース」、「リンゴ製品」みたいなものが非類似と扱われていることについて意見がございまして、内部で検討した結果、リンゴと「リンゴの果実」はやはり類似だろうということになりまして、そこについては強く意見を申し上げたいということで申し述べさせていただきました。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは非常に実質的な論点ですが、ほかの先生方。

小川先生どうぞ。

○小川委員 ただいま加藤委員がおっしゃったリンゴの種苗と商品「リンゴ」は類似にすべきという点は、ごもっともだと思います。ここに書いてある「ドライフラワー」より適切な例ではないかと思うのです。品種の種苗と商品の類否というのは、特許庁の商標の審査だけではなくて農水省の品種登録審査でも行われている。農水省では、今のリンゴの例はちゃんと類似として、審査してくれていると承知しています。本来、特許庁と農水省の判断基準は一緒であるべきだろうなと思います。したがって、この品種の種苗と商品の類否については、この場ではなくて別途全体的に、リンゴに限らずほかにもあると思いますので、どこかで見直しが必要なのではないかと思います。

いずれにしても、この4条1項14号の基準の見直しを今しているこの場で、実際商標の審査でやっていない、近々すぐやる予定のないものを、この審査基準に書くというわけにもいかないだろうと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方、いかがでしょうか。

金子先生。

○金子委員 明治大学の金子でございます。まず、電車の遅延で遅刻したことをおわびいたします。

この論点についてですが、恐らく14号の趣旨としては、種苗法との関係でこのような規定が置かれていることを考えますと、ここでいう商品、役務の類似性についても、必ずしも商標法4条1項11号の類似性と同じ趣旨に解する必要はなくむしろ種苗法の趣旨を尊重したような類似性の解釈をすることは十分あり得てよいだろうと思います。そういった意味では私も加藤委員や小川委員の御意見に賛成するところでありますが、他方で審査基

準の改訂というものをどう捉えるかというときに、これまで行ってきた運用を明文化することなのか、それとももう少し法の趣旨を考えて積極的に変えるべきところも変えていくことまで含むのかということについてはさまざまな意見もあろうかと思えます。ここで種苗法の趣旨ということ強く読み込むということをもしするのであれば、この商品、役務の類似性の判断において種苗法の趣旨も付度してということを書くということになるのでしょうけれども、私自身はそれでもよいかと思うのですが、審査基準の改訂を行うべきかどうかについてはさまざまな御意見もあろうかと思えます。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

一般的に申し上げれば、これは別に審査基準の表現ぶりだけを審議するワーキング・グループではありませんので、そういう意味でいえば法の解釈として明らかにとることができないとか、現在の判例に反するというでなく、そしてまた委員の先生方が、こういう基準に従って審査すべきであるという御意見であれば、現在の実務が変更されることはあり得るだろうと思えます。とはいえ、そうなるかどうかについては委員の先生方の御判断ですので、さらに御意見等がありましたら御発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

今のところ類似の範囲ということで、当該品種の果実までは類似と見てよいのではないかという御意見がやや続きましたけれども、いかがですか。

外川先生、お願いします。

○外川委員 私も品種登録の立法趣旨を付度するというのは賛成でございます。ただ、この場でやるかということになりますと、これはかなり大きなテーマではないかと思うので、4条をずっとやっていくプロセスの中で、これをやるのは今のところは無理かなと。だから、もう少し時間的余裕が出たらそこで特出していただいて、それで検討するのは構わないと思えます。以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、これは事務局で持ち帰って考えてみますか。一応御意見は承ったということで、特に積極的な御意見が複数出されたということで、当ワーキングの1年間の審議の中でどういうふうに対応できるか、持ち帰って御検討いただくということにしたいと思えます。

14号に関して、それ以外に御発言ございますでしょうか。

よろしければ、先ほど大西先生から御提案いただきました、3.の「その登録が存続期間の満了等により消滅した後は、」の後に、「本号に該当せず、」と入れて、そして「指定商品又は指定役務により、商標法第3条1項1号又は同項3号の規定に該当するか否か判断する。」、これについては特に御異論ございませんか。よろしいですか。

では、そのようにそこは修正させていただいて、14号に関しては、それ以外の点は原案をお認めいただいた。宿題が1つ出たということにさせていただきたいと思います。

それでは前に戻りまして、4条の1項1号の関係につきまして、何か御発言がございましたらお願いいたします。

大西先生、お願いします。

○大西委員 1号につきましては、たたき台(案)の3ページの「6.色彩を組み合わせる商標について」というところがございまして、「色彩を組み合わせるものが外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号に該当するものと判断する。」というふうに書かれてございますけれども、色彩のみからなる商標というのは、色彩の組み合わせと配分だけが特定されて出てくるものでございまして、本当に本号に該当するという点でよいのか疑問に思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

これについてはどうでしょうか、事務局としても検討した上でこういう御提案になっているわけですね。

○豊瀬商標審査基準室長 今回の点につきましては、色彩を組み合わせる商標ということで、当然輪郭がないわけですが、例えば3つの色彩の組み合わせで見ると、イタリアの国旗の色と割合に近いものだということで、国旗の使われ方というものも昨今さまざまな使われ方がありまして、例えば横に伸ばした形で使用するか、楕円形の形で使用するかいろいろな形態がございまして。そういった中でこの立法趣旨ですね、これは公益保護ですので、国家の尊厳保持という観点からみると、国旗と同じ色を使っていて同じような割合で出願されてきたものについては、類似はしないまでもその国旗を認識させるということになれば、これは本号に該当するという判断をするのが法趣旨にもかなう適切なものなのかなと考えております。色彩の新商標の御審議のときにも、たしかそういった話だったかと思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

「原則として」という若干逃げ道も残した形ではあるわけですがけれども、今のような議論であったと記憶します。

大西先生、何か御意見ございますか。

○大西委員 原則としてと書かれてしまいますと、恐らく原則が優先されてしまって、実際の表示の仕方を見ると全然国旗を認識させないようなものについてまで拒絶理由が出るのではないかとこの点を若干危惧しております。

○小塚座長 ありがとうございます。

外川先生、お願いします。

○外川委員 今の論点との関係で、前に検討したはずなので発言が躊躇するところなんですけれども、先ほど出たように、例えば比率を考慮するみたいなものがどこかに出てきたほうが良いのではないかと思います。つまり国旗には商品はないのですから標章だけの類似判断となる。そうすると国旗の色だけで、その輪郭なしで類似判断されてしまう。国旗の色と同じだと、各色の比率が異なっても、それはみんな類似になるんじゃないかという危惧がユーザーにあるわけですね。それに対して、色味のほかに比率がある程度考慮されるということを審査基準上で少し強調していただいたほうが、特定の国旗と色が同じ商標出願は全部拒絶されるのではないかとこの危惧を払拭できるのではないかと考えます。ただ、前に賛成していますので言いにくいところですが、そう思う次第でございます。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

比率を当然考慮して、同一又は類似かどうか判断するという趣旨ではあるわけですね。それを基準に書くか、便覧に書くか、それとも当然の前提ということで理解するか、そのあたりだと思いますが、何かほかの先生方で御意見、御発言等ございますか。

本田先生、お願いします。

○本田委員 知的財産協会の本田です。

私も今、外川先生がおっしゃったとおりだと思います。比率がまさしく問題になるのであれば、こちらに書いておいたほうがユーザーにとってはありがたい話でありまして、色の組み合わせというのは限られていますけれども、商品によっては組み合わせで非常に周知性があるものもあるかもしれないですし、それが1対9なのか5対5なのか、国旗というのは大体1対1対1みたいな比率が多いので、そういうことではなくてやはり比率によって違うのであれば、その辺は考慮材料として書いておいていただければありがたいと思

います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方、いかがでしょうか。審査基準の中に、その比率にまで言及したほうがよいのではないかという御発言が続きましたけれども。

田中先生、お願いします。

○田中委員 比率が主な考慮要素であり、ほかに重要なものがないというのであれば書くのも手だろうと思います。しかし、比率だけでなく事情によっては他にもいろいろ考慮要素はあり得るのだらうと思われます。むしろ認められた例があるのであれば、それをハンドブック・便覧に載せるというやり方もあるかもしれないと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

実際にはこれは実例というのがありますか。

○豊瀬商標審査基準室長 拒絶理由をかけた例は1つありますということです。それから割合の話なんですけれども、これは割合だけでは当然なくて、色彩商標でございますので、緑なら緑であればいいというわけではなくて、その数値ですね、例えばCMYKの数値であるとかRGBの数値といったものが近似するもの、当然こういったものも条件に含まれてくると思いますので、基準に書き込むとすれば、そういったところまで細かい形の規定になってしまうことになろうかと思ひます。

○小塚座長 ありがとうございます。

私もこの色彩の組み合わせの商標のあたりの基準をどう書いていたのかなという点を見ていたのですけれども、書こうとすると恐らく「色彩及びその組み合わせに照らし」というような書き方になるのではないかと思います。これが適切な条項を今私が見ているかどうか分かりませんが、3条1項柱書きの、項目番号が9.の(2)あたりの基準の書き方などを見れば、例えばそういうことになります。ただ、他方でそのあたりの基準を見ていただきますとすぐにわかりますように、日本の審査基準のもとでは、色彩のみからなる商標も、色彩を付する位置を商品等の形状で特定するようなものも認めるということにしておりますので、後者の場合は恐らく除いて、商品の位置等を特定しないものに限りというようになります。そこまでだんだん書き込んでいくと非常に難しくなるということです。ですから書くとすれば、色彩及びその組み合わせに照らしてということですが、今私が述べたような若干の技術的な困難さ、あるいは技術的な困難さを無視して基準を書くというところを乗り越えなければいけないという面はあろうかと思ひますが、いかがでしょ

うか。

金子先生どうぞ。

○金子委員 恐らく4条1項11号等における一般的な色彩の組み合わせからなる商標同士
の類似性と同様の判断枠組みとともに、もう一つ本号の国家等の尊厳を保持する公益保護
の観点もふまえて、特に色彩の部分の組み合わせが顕著なものとして認識されれば、恐ら
く本号で言う類似ということになるかと思えます。そういった意味で4条1項11号、一
般的な色彩の組み合わせの類似性の判断をここで書き込んでもいいとは思いますが、書
き込むとかえって11号等と同じだという誤解を生む可能性もあり、そうすると端的に色彩
を組み合わせる、輪郭抜きでもその色彩の組み合わせのみで国旗と類似していると認
められれば、それは原則として本号に該当することは間違いないことでもありますので、私
自身はこの記載でもよいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、私が先ほど申し上げたような、若干文章の書き方が書きづらいとい
う点もあり、ここで十分御議論いただいて趣旨は明確になったということで、特許庁の実
務のほうにもそれを反映して、徹底していただくということでもよいのではないかと思
いますが、いかがでしょうか。

田中先生。

○田中委員 私も、原則のところを、一律だめという趣旨ではございませんので、運用で
示すことでもよろしいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、この議事録も公開されることですので、一応これで趣旨を確認していただ
いたということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

加藤先生。

○加藤委員 申しわけありません、1号について2ページの、現行審査基準の2から削除
される部分でございますが、昨年度も少し申し上げたことがあったかと思うのですけれ
ども、現行審査基準から積極的に削除がされますと、その削除されたものについての取り扱
いについて必ず疑義が生じるかと思えますので、ここの削除される部分が4条1項7号に
きちんと移るということであれば、弁理士会としては賛成いたします。

○小塚座長 これはそういう趣旨でよろしいですね。

○豊瀬商標審査基準室長 そのように考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

小川先生どうぞ。

○小川委員 済みません、菊花紋章のところなんです、菊花紋章と類似でない例が4つほど並んでいます。しかしながら肝心のオリジナルが書いてないのですが、これは何か理由がありますか。難しいのですか。

○豊瀬商標審査基準室長 オリジナルの菊花紋章ですか。

○小川委員 ええ。

○豊瀬商標審査基準室長 国旗と菊花紋章については、自明なのではないかということで、あえてこの図は載せてないです。

○小川委員 国旗は確かにそうなんですけど、菊花紋章はどうでしょうか。花卉の数なり、花卉の長さなり、花心の大きさなりというのは、皆さん直ちにイメージできるのでしょうか。審査官が審査するときに、菊花紋章を改めて確認しなければいけないようなことをするんだったら、書いたほうが良いと思います。

○小塚座長 それは事務局で御検討いただいたほうが良いんじゃないでしょうか。一応菊花紋章の定義は書いてありますので、そこに図を入れるかどうかというのは、これは事務局で御検討いただくということで。

ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

そのほか、1号関係はよろしいですか。

外川先生。

○外川委員 これは前の引き続きなのですが、3ページ目の上の5ですね、「同一又は類似の商標」のところの、「国旗等と紛らわしいか否かにより判断する。例えば」とこうきていて、「顕著」という言葉が入っているんです。この1号だけではなくて、後ろもずっとこの「例えば」が記載されています。今回、「例えば」は新たに入れた言葉というふうに聞いたのですけれども、この2行は、狭くするために記載しているんですか。つまり「紛らわしい」という定義が前にあって、それから「例えば」で「顕著に有する」と。つまり狭くするつもりで「例えば」を入れているのか、広くするつもりなのか。多分「顕著に」という

のは、明らかなものだけをここで入れたんだと思いますが。ただ、「例えば」が入ったことによって例になっていないのではないかというか、上の「紛らわしいか否か」とかなり微妙な関係にあるのではないかという、1号だけではなくて後ろもかなりあるわけですが、ということで「例えば」と「顕著な」を入れた理由を説明していただければと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

ちょっと全体にかかわることでもありますが、趣旨の説明をお願いします。

○豊瀬商標審査基準室長 ここは限定的に解するという趣旨で入れたものではございませんで、あくまでも紛らわしい類型のうちの一つとして例示したものでございます。それで「例えば」と入れたのは、「一部に国旗等を顕著に有する場合」というものも、当然紛らわしいものに含まれているということと、あと国旗そのものではなくて国旗に類似するものを顕著に有する場合も、該当する場合もあるし、各類型について列記するとかなり審査を拘束するようなことにもなりかねないということで、あくまでも例の一つとしてここは入れたものです。

○小塚座長 ありがとうございます。

○外川委員 明らかなものを入れたという感じですか。

○豊瀬商標審査基準室長 そうですね、紛らわしいか否かというのは、あくまでも商標全体観察したときに紛らわしいか否かということですので、全体ではなくて一部に有する場合についても、紛らわしいんですよということを明示したということです。

○外川委員 その場合に、例えばで、顕著に有するのはある意味で当たり前ではないかという気もするんです。つまり例になっているかどうか、紛らわしいか否かという定義の説明をこれがやっていることになるのかという、みんな顕著なら当然紛らわしいだろうなと思うんだと思うのです。まあ工夫されているんだと思いますので、これ以上は言いませんが。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは「例えば」を取っても、そんなに意味が変わるわけではないのですね。少なくともこの場合は本号に該当すると判断すると。ただ、「例えば」を取ってしまうと今度、逆のニュアンスが出てしまうのではないか。ですから「例えば」を取って、そのかわり「ただし、これに限られるものではない」というふうに言えば、また事務局の言わんとすることが正確に出る。そう書くよりは、「例えば」と書いたほうが簡単だろうということですね。

ほかの先生方、この言葉遣い、全体にかかわることではありますが、特によろしいですか。
ありがとうございます。

田中先生。

○田中委員 形式的な点だけ確認させてください。当該規定に該当しない場合でも、更に他の規定が検討対象になるという場合はよくあると思うのです。たたき台（案）の2ページですが、4条1項1号の現行基準で、削除すると先ほどおっしゃられた4条1項7号に関する記載は、削除により、改訂後の基準では、残らないということになるわけです。他方、先ほどやりました4条1項14号、たたき台（案）の14ページの「3.」の部分ですが、これは、14号に該当しないと判断された後に、更に3条1項1号又は同項3号の規定に該当するかどうかを判断すると いうように、こちらでは別の規定について更に検討するように導いているわけでございます。この辺の統一感はどうしたものかなと思いますが、いかがでしょうか。

○小塚座長 何か方針がありましたか。今までにもこういう記述は時々あったのですね。

○豊瀬商標審査基準室長 どちらかというとも1号の記載中の7号のくだりにつきましては、1号の判断の中で7号が出てくる、7号の判断をするという場面がそんなにはないのかなと。一方で14号につきましては、14号の判断をする中で、3条1項1号あるいは3条1項3号に該当するような場合については結構頻度的に多いのではないかという、関連性の部分ですけれども、そういったことを念頭にしまして、14号については、3条のくだりをそのまま残すような案にしているということでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。特に問題になるようなときには、あえて書き込んでいるということですが。

ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

それでは1号はこれで御意見を尽くしまして、お認めいただいたということで理解いたします。

それでは2号、3号、5号ですが、いかがでしょうか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 細かいところで申しわけありませんが、4ページの経済産業大臣の指定のと

ところで、「告示日や告示番号と共に掲載」と書いてあるのですが、次の例には告示日を書いてないんですけど、これは構わないんでしょうか。従前は官報をそのまま載せていたものですから、自動的に載っていたんですけど、今回そうではないので。でも、こだわらません。

○小塚座長 ありがとうございます。

告示日を入れるかどうかちょっと検討して、最後に文言調整ということで、検討を事務局のほうでしていただこうと思います。御指摘、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

引き続きをお願いします。

○小川委員 8ページの第2号の3行目、「本号における類否は、国家等の尊厳を保持する」云々という趣旨が書いてあるんですけど、これは「国家等」の「等」は要らないのではないかと。2号は国家のことしか言っていませんので、「国家」だけでいいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

ここは「等」を入れたのは、事務局は何か趣旨があったのではないですか。

それでは、それも検討していただいて、後で何か特に該当するものが見つからなければ、「等」を取るということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小川委員 ついでにもう一つですが、9ページの第5号の3行目、「本号における類否は」というところで、ほかの号との並びで立法趣旨が書かれているのですが、5号の立法趣旨は、商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点だけでいいのかということなんです。この5号も、国際ルールであるパリ条約の規定を受けている規定ですから、例えば国とか地方公共団体の管理や監督権の尊重という趣旨もあるのではないかと思いますので、この品質、役務の質の誤認防止だけでいいかということの確認です。

○小塚座長 ありがとうございます。

ほかの先生方、5号の趣旨について何かお考えがございますでしょうか。品質の誤認防止の趣旨が、特に重要であることは間違いありません。ただ、こういう検査機関等、あるいは認証機関等の印章ですので、そういう機関の権威とか尊厳ということもあり得るかと思いますが、いかがでしょうか。

2号、3号、5号と並んでいるということも基本的には同じような性質のものであって、5号については、その趣旨に加えて品質、役務の質の誤認防止という観点がある。それが

特に重要である。そういうふうにも理解されるわけですね。小川先生の御指摘はそういうことだと思いますが、いかがでしょう。

外川先生、お願いします。

○外川委員 調べてきたわけではないのですけれども、パリ条約そのものに、確かにこれは権威の保護という趣旨はあったと思います。品質と役務の誤認防止だけだと何か条文の性質が変わってしまうような気がするので、その「権威」とか「尊重」という言葉は入れたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは趣旨をどうするかによって、ここの紛らわしいかどうかの判断にかかわってくる問題ですので、実質にかかわる点ですね。今の小川先生、外川先生の御理解と同じでよろしいでしょうか。もしそうであればその趣旨を承って、文言は最後事務局で持ち帰って詰めさせていただきますが。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 私どもも、「権威の尊重」という言葉が入るか、あるいは「誤認防止等」の「等」が入るか、そういった形にされたほうがよろしいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、5号の文言にある締約国政府とか地方公共団体の権威、尊厳の保護という趣旨もあるという理解で、事務局で確認の上、文言を修正すると。

金子先生どうぞ。

○金子委員 今、逐条解説の趣旨のところを確認いたしましたが、そこではこの5号について、特にこういった公的な機関によるものについては、品質保証的機能が強いので、品質誤認やその防止の見地からこのような規定を置いていると言っていますので、場合によっては「権威の尊重」という書き方のほかに、「特に品質保証機能が強いので置いている」という書き方もあろうかと思えます。いずれにせよ確認の上、御検討いただければと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そうなのですね、金子先生御指摘のとおり、資料2の10ページの参考のところはこの逐条解説が引用されていますが、これは特に強いのでということで、これは品質誤認防止だけではないという趣旨で書いているのではないかというふうに私も思っていたところです。

それではその方向で、最終確認の上、文言を詰めさせていただきたいと思います。

そのほか御意見がありますでしょうか。

大西先生、お願いします。

○大西委員 3号でございます。3号には「(次に掲げるものを除く。)」とございまして、そのイでございます。イのところに、「需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するもの」という文言がございますけれども、ここで言う「類似」をどう解釈するのかというのが、たたき台(案)のところには書かれていないのではないかとと思ひまして、ここは書き方が難しいのかもしれませんが、あったほうがよいのではないかと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

そうですね、広く認識されている商標に類似するという、この類似の判断基準ということですね。これはどういう基準にするとよいかという御意見はお持ちですか。

○大西委員 特に記載がないと、一般的には11号と同じような考え方をとってしまうのではないかと思うのですが、ここは3号に該当するものから外すというところですので、果たしてそういう解釈の仕方でよいのかどうかというところが悩ましくなってしまうのではないかと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

この点について何か御意見をお持ちの先生、いらっしゃいますか。

これは外すほうの範囲の話なので、もしこの場で御意見がないようでしたら、従来の考え方等を整理していただいたほうがよいと思いますけれども、今御発言があれば承りますが、いかがでしょう。

よろしいでしょうか。それではそういう方向でここは慎重に、従来の考え方、場合によっては実務の取り扱いを精査して、次回お持ちするというご意見をお願いしたいと思います。

そのほか何かありますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、その次は4号、それからちょっと時間が押していることもありまして、9号(博覧会の賞)もあわせて御意見を賜りたいと思います。御発言のある先生はどうぞ御自由をお願いいたします。

金子先生。

○金子委員 9号に関して形式的な点ですが、13ページの3.「同一又は類似の標章」に

ついてという見出しですが、ここは条文の文言と先ほどの5号の記述、前のところでの記述にあわせて、「同一又は類似の標章を有する商標」についてという形で、「を有する商標」を見出しに入れたほうがよろしいかと思います。さっきも同じような記載になっていたかと思しますので、そこと平仄を合わせる上でも、そのようにしたほうがいいかと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

それは特に問題ありませんね、その修正は。

では、そのようにさせていただきます。

そのほかいかがでしょうか。4号、9号について。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 大変細かいところで恐縮なのですが、13ページの(ア)でございます。開催地のところで(i)、(ii)、(iii)というのが、これはアンドではなくてオアなんですか、書かれておりますうちの(ii)に開催地が離島等の交通不便な地域である場合という例が載っておりますが、最近このような離島をわざわざ利用して、瀬戸内海の島とか、そこでわざわざ品評会のようなものを行うことがあるのですが、そういったことがここに含まれなければいいなということを危惧しております。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

確かにそうですね、現在の基準の書き方ですと、離島で品評会を開催すると、そのまま「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断されてしまうということですね。

加藤先生どうぞ。

○加藤委員 ですので、この「離島」という言葉が必要なのか。開催地が交通不便な地域である場合ということであれば、何となくイメージはわくかなと思うのですが。

○小塚座長 ありがとうございます。

確かに不必要な憶測を、あるいは不必要に審査実務に対する縛りを課さないという意味では一つの御提案だろうと思います。ほかの先生方、何かこの点について御意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

もし特に御意見がないようでしたら、「離島等の」というこの4文字を外しても、開催地が交通不便な地域である場合ということで、原案の趣旨は変わりませんし、他方で加藤先生が御指摘のような、非常に特殊な目的をもって開催地を選択するような場合というもの

は除くことができる。少なくともそれについて不必要な含意を避けることができる。こういうことであろうと思いますが、その方向でよろしいでしょうか。

事務局もよろしいですね。

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

そのほか4号、9号に関して御意見ありますでしょうか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 9号の13ページの4. なんですが、「営業、事業の承継」というところは先ほど御説明いただいて、商法と会社法との関係もあるので書き分けた、両方とも同義だという説明なんですけど、何か違和感が吹っ切れなくて。旧法のときは、移転は営業と共にする場合に云々があったので、「営業の承継人」となっている現行の基準に違和感はなかったんですが、今回は「営業」と「事業」と並べられたので、事務局が説明したようなことを書かないとなかなかわかりにくいように思います。商標法の中には、例えば32条の先使用权の中に「業務の承継」というのがあるんですが、ここは「業務の承継」ではダメですか。せっかく商標法の中にある概念を使えないでしょうか。

○小塚座長 それは32条1項の文言の御指摘でございますね。業務と営業、事業は若干概念的には違うのではないかと私は思いますけれども。事務局の趣旨は形式的なことだったわけですね。従来、平成17年に会社法が成立する前の商法では、「営業」という言葉しか使っていなかった。しかし平成17年以降は、全く平行に個人商人については「営業」、会社については「事業」という言葉を使う。なぜ使うかという点について、1つの法務省が述べている理由は、個人商人というのは営業を1単位として商号の登記ができる。会社というのは複数の事業を持っていても単一の商号しか登記できない。こういうことですので、用語を書き分けたのだということなので、それに合わせたという趣旨であったわけですが、この点についてほかの先生方、何か同じような違和感をお感じになった方はいらっしゃいますか。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 私どもはむしろ現行商標審査基準の「営業の承継人」単独の言い方よりも、「営業、事業の承継人」にさせていただきたいと望んでいた立場ですので、この書き方に賛同いたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

これは形式的には旧基準の改正という提案になりますが、今申し上げたような趣旨で実質的にはこれは変えないということで、むしろ小川先生のように「業務」という言葉に差しかえるとなると、改訂という御提案になりますので、御意見が分かれるようであれば今のままということになろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

小川先生、よろしいですか。

○小川委員 はい。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか御発言はありますか。

それでは最後に進ませていただきまして、17号について御意見を賜りたいと思います。いかがでございましょうか。

本田先生、お願いします。

○本田委員 1点だけ確認させていただきたいのですが、17号の1.「産地を表示する標章」について、「例えば、片仮名で表示した標章」ということを書かれておられます。その前提としまして、下の例では外国の産地の例が書いてあるのですが、ここには日本国の産地の例も形式的には含む形になっておりまして、そうすると下のほうに「球磨の光」の「球磨」があるんですが、こちらを片仮名で表示したものについても形式的には入るのではありませんか。それを2.で「有する」、形式的に構成中に有するというのであれば、そういうものが全部入るような記載ぶりになっているような気がします。その点についてはそういう趣旨ではないと思いますので、何か手がないかなと思っています。

○小塚座長 ありがとうございます。

まず、事務局原案がそういう趣旨であったかどうかについて御説明いただけますか。例えば「球磨」を「くま」と平仮名や片仮名で書く場合ですね。

○豊瀬商標審査基準室長 17号につきましては、当然ワインスピリッツに商品が限定されていて、そういった中で商標の構成中に、この地理的表示が含まれるか否かということで判断するということになりますので、「球磨」とか「山梨」につきましても、当然片仮名で表記した場合にはここに該当してくるということでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

原案の提案は、むしろ本田先生がおっしゃった趣旨ではないということなのですが、いかがでしょうか。

大西先生。

○大西委員 確認させていただきたいのですが、「球磨」の場合、平仮名もしくは片仮名で書くと意味が複数出てきてしまうので、一義的に「しょうちゅう」についての「球磨」ということにはならないと思うので、行き過ぎにならないかという懸念を持ちますが、いかがでしょうか。

○豊瀬商標審査基準室長 そこは確かにそうなんですけれども、例えば図形の「熊」と一緒に使われているという場合については、当然動物の熊なんだろうけれども、単体で片仮名の「クマ」という場合は、17号のここは出所の混同とかそういう話ではないので、機械的に含まれている場合には一義的に該当してくるのではないかと考えております。

○小塚座長 そうすると片仮名で表示した標章というものは、この17号に該当する。ただし、「しょうちゅう」について片仮名で「クマ」と書いたものが、産地を片仮名で表示した標章に当たるかどうかというのは、その標章の全体観察の中から解釈するしかない、今の御説明はこういう趣旨ですね。そのように理解して先生方、いかがですか。

確かに日本語というのは同音異義が多いところも事実なのですが、こういう焼酎の名称等も、ローマ字で書いたり片仮名で書いたり平仮名で書いたりというブランディングも増えていくかもしれませんね。いかがでございましょうか。

金子先生。

○金子委員 もう一度17号の趣旨について確認したいのですが、ここの表示する標章というのは、日本国内において当該産地を表示するものと認識されるものを意味するのか、日本国内に限らず世界中でどこかの国で、しかも日本やその産地とも関係ないどこかの国で、当該ある産地を表示するものと認識されるものは全て含むという趣旨なのか、それはいかがでしょうか。

○小塚座長 いかがですか。

○豊瀬商標審査基準室長 これは当該国においてということで要件がありませんので、それは当該国においてだけではなくて、世界中においてという趣旨。もともとTRIPSの規定もそういう規定になっていますので、ここは単に遵守規定でございますので、ですからTRIPSの書いてないことは当然できないと考えていますので、それを考えると当然、当該原産国のみならずということになるのだと認識しております。

○金子委員 わかりました。そうだとすれば、例えば「くま」をローマ字で「KUMA」と書いてある場合には、それは日本では「球磨の光」の「球磨」とは認識しなくても、海外では認識されるという可能性はあると思うんですが、他方でそれを前提としても、平仮

名の「くま」というものが世界中のどこかで「球磨」として認識されるかどうかというのは、議論の余地もあるのかなという気はします。そういった意味で産地を表示した標章と認識されるかという、そういう基準として判断されることになろうと思います。平仮名の「くま」が当たるかどうかは、それが産地を表示したものとして認識されるかどうかということによるということかと思えます。

○小塚座長 ありがとうございます。

もとのTRIPS協定の趣旨から考えますとそういうことかと思えますが、ほかの先生方はいかがでしょう、御発言はありますか。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 この「有する」という2. のところで御説明があったかと思うのですが、機械的に自動的に有していれば、もうこれに該当するんだというふうに扱うということだったかと思えます。そうすると例えば漢字で「卓球磨き」と書いたときには、これは「球磨」がそのまま入っているので、「卓球磨き」は拒絶することになるわけですが、今の御議論を聞いていますと、例えば平仮名で「いきなしょうちゅう」と書いた場合に、これもまるっきり入っていますので、これもだめということになるんだとすれば、それは1. のほうで「ボルドー」や「シャンパーニュ」の例よりも、「くま」や「いき」のほうを1つ例に挙げておかれたほうが、まさか「くま」や「いき」でこの4条1項17号をもらうとは出願人は思わないのではないかと、代理人の立場からは考えます。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

そうすると最終的な御提案は、この1. の例の中に日本の焼酎の産地名に関する例も1つ入れてはどうかという御提案ですね。

ありがとうございます。解釈の仕方については、先ほど金子先生から御説明があったような妥当な解釈ができるとして、出願人に対する注意を喚起するという趣旨で例を1つ追加してはということですが、いかがでしょうか。

外川先生、お願いします。

○外川委員 そこまで行くとどんどん広がっていくと思うのですが、TRIPS23条はそういう意味ではなくて、その前の22条でいわゆる原産地表示について誤認混同が必要だという要件があったのに対して、23条は、ぶどう酒や蒸留酒についてだけはもっとちゃんと保護しましょうということで、誤認混同要件はいらぬよと言っているだけで、保

護としてはより強くなるという、普通の原因表示、地理的表示よりも強くなるという考え方ですので、さっきの「卓球磨き」はここで拒絶してはまずいやつだと思います。したがって、そのTRIPS23条を受けての条文だということがはっきりしていますから、特に例示としてはむしろ要らないのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方、いかがですか。

加藤先生も、「卓球磨き」という例を入れるという御趣旨ではないですね。

○加藤委員 この4条1項17号で拒絶される例が何なのかというのを事前に知りたいということです。

○小塚座長 それでは、それも預からせていただいて事務局で検討するという事でよろしいでしょうか。

そのほか17号について御意見等がありますか。

外川先生、お願いします。

○外川委員 先ほどの「有する」のところなんですけれども、多分これは相当工夫して、「形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとし」と書いてあるんですが、「その使用形態と産地の誤認混同の有無を問わない」ということは並列で書いてあるんですけれども、基本的にはこれは「形式的」とわざわざ言っているのは、産地の誤認混同の有無は問わずに形式的にという意味だと思いますので、むしろ産地の誤認混同の有無は問わないということを前に入れて、それで形式的には意味がよくわかるようにして、使用形態は要らないかなという気がしております。さっきのTRIPSとの関係でございます。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

具体的には、「産地の誤認混同の有無を問わず、形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとする」、こういう御提案ですね。ありがとうございます。

今の点も含めまして御発言のある先生、いらっしゃいますでしょうか。今の点でもほかの点でも結構です。

小川先生、お願いします。

○小川委員 今の点については賛成します。

それから、同じところの「有する」についてというところに例が3つ書いてあるんですけど、これは確認です。1番目の「球磨の光」の例は、球磨産の焼酎に補正すれば登録に

なり得るといふ例で考えていいか。それから2番目と3番目の「山梨産ボルドー風ワイン」と「CHAMPAGNE style」については、もう補正を一切認めないという例でいいか、ちょっと確認だけさせてください。

○小塚座長 いかがですか。

○豊瀬商標審査基準室長 「球磨の光」の例につきましては、おっしゃるとおり熊本県産の焼酎に補正すればここは解消する。2番目の「山梨産ボルドー風ワイン」については、御認識のとおり補正のしようがないんじゃないかというふうに考えております。

○小川委員 3番目もいいですか、「CHAMPAGNE style」も。

○豊瀬商標審査基準室長 これも「シャンパーニュ」の指定商品に補正すれば問題ないかと思えます。

○小川委員 シャンパーニュ産の「ぶどう酒」なのに、「CHAMPAGNE style」ではおかしいですよ。逆に別の拒絶理由が出てくるので、これも補正のしようがないというふうに思いますが、いかがですか。

○豊瀬商標審査基準室長 品質誤認の話ということになれば、これは4条1項16号ということが考えられますね。

○小川委員 だから結局、補正ができない。

○豊瀬商標審査基準室長 そうですね、4条1項16号もあわせて通知するということです。

○小川委員 新しいタイプの商標の基準をつくるときに、補正を認める、認めないという内容を基準に書き込んだ例がありましたけれども、ここにはそれは書き込まないんですか。

○小塚座長 どうでしょうかね、新しい商標以外のところで余りそれを書いてないのですね。補正を認めるかどうかというのは、ここについて特に紛らわしいということであれば、書く意義はあるかと思いますが、いかがですか。

○豊瀬商標審査基準室長 特に書いてない理由というのはないので、書いたほうがわかりやすいということであれば、それは書く方向で検討したいと思います。

○小塚座長 先生方、いかがですか。

金子先生どうぞ。

○金子委員 補正の点ですが、17号の問題としては極端な話、「山梨産ボルドー風ワイン」でも、ボルドー産であれば17号は補正すれば該当しなくなるのですが、他の規定との関係で問題が生じるということになって、かえって書くとかやこしくなってしまう可能性もあります。ここで問題となるのは、当該産地のものかどうかということだけだとすると、そ

の点は書かないほうがよいのではないかと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

要するに「CHAMPAGNE style」だと言って、「シャンパーニュ」と直接的に言っていないからいいのだと主張する出願人に対して、「style」と言っても17号に該当しますということをお願いだけの例なのですね。そういうことですので、シャンパーニュ産のぶどう酒が出願人の商品であった場合に、どう補正するかという話ではないということで、私も紛れはないのではないかと思います、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのほか御意見等ありますか、いかがでしょうか。

それでは、4条関係でいただきました御意見と宿題をおさらいさせていただきたいと思えます。まず1号についてですが、菊花紋章の例として、菊花紋章が何かという図を入れるかどうか、これは持ち帰って検討していただくということです。

それから2号の関係で、例の通産省告示に告示日を入れるかどうかということについて、これも文言修正に準じて最終的に事務局で調整をお願いしたいということです。

それから、2.の2号について、「国家等の尊厳」の「等」が何を指すかについて確認する。該当するものがなければ削る。

4.の第5号の趣旨については、品質誤認防止だけではないだろうというのが先生方の御意見でしたので、一応資料確認はしていただきたいと思いますが、何らか書き加えるという方向であろうと思います。

それから、4号については御意見はありませんでした。

9号について、2.の(2)の(ア)の(ii)で「離島等の」という4文字を削る。

それから、3.の見出しに、「同一又は類似の標章を有する商標」というふう書き加える。

それから、14号の3.のところで、「消滅した」の後に「本号に該当せず、」というふうに加える。

それから、17号につきまして、1.に日本の焼酎の例を加えるかどうか、持ち帰って検討する。

それから、2.の基準について、産地の誤認混同の有無は問わず、形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとする。

このような御意見でよろしいでしょうか。

今のような修正及び持ち帰り検討する点を留保した上で、原案をお認めいただけますでしょうか。

大西先生どうぞ。

○大西委員 先ほど3号の(イ)のところの類似も御検討をお願いしましたので、この点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小塚座長 ありがとうございます。

3号の3.の(2)の後になるのですかね、(2)と(3)の間に、「需要者の間に広く認識されている」商標と類似の商標、この類似の基準について書くということを検討する。これは文言修正の域には入らないと思ひますので、次回、案を提出させていただいて御審議いただくという扱ひで進めたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、以上の点を留保した上でお認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

6. 団体商標(7条)及び地域団体商標(7条の2)の商標審査基準について

○小塚座長 どうも私の手際が悪くて非常に時間が押してしまいましたが、実はきょうもう一つ議題がございます。7条と7条の2の関係につきまして、10分ぐらい延長させていただきまして、とりあえず原案の御説明と、それから簡単な御意見があれば伺うということにさせていただきたいと思ひます。それでは事務局からお願いします。

○豊瀬商標審査基準室長 それでは、資料3と同じように資料4をあわせる形でごらんいただきたいと思ひます。

資料3でございますが、まず第7条、団体商標についてですが、これについては構成面の見直しのみでございまして、見出しを1.、2.、3.とつけました。内容については全く変わっていません。あと3.の中身につきまして、マドプロの記載が頭にきていたので、国内の記載を(1)として、マドプロの記載を(2)ということで、これは順番を変えただけでございます。

次に7条の2ですが、資料4の18ページ以降でございます。柱書きにつきましては、こちらも見出しを若干修正しております点が1つと、あと「需要者の間に広く認識されている」という基準が、7条の2の柱書きの中に6.として記載されております。これは資料4の23ページでございます。

資料の 23 ページをごらんいただきますと、右側の現行基準で 7. となっている部分でございます。ここにつきましては、「需要者の間に広く認識されている」ということの内容についての記載でございますので、これを 6. の (2) として入れ込みまして、文言についても若干修正しております。ここについては判断の基準を変えるものではございませんで、あくまでも明確化の観点でこのようにしております。

あとは形式的なところで、(イ)、(ロ)、(ハ) となっていたのを、それぞれ (ア)、(イ)、(ウ) という形に変更したという形式的なところでございます。

資料 4 の 25 ページにつきましても、まず見出しをつける形で明確化しているのと、25 ページの下のほうの 3. のたたき台でございますが、ここは幾つか例がございますが、この例を見直した、あるいは追加したということでございまして、例えば⑥の「豚肉」についての例として、「豚」しかなかったのを「ポーク」を追加したとか、その次の⑦の「温泉」の名称についても、より具体的に「温泉浴場施設の提供」とか、「温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供」という形で、実際登録例はこういう形で登録されているということで、それに則した形で今回修正しております。

⑧の例につきましては、差し替えといえますか、現行は「梨狩り」の名称になっていたのですけれども、いま一つなじみがない役務だということで、これを「中華街」に変更したというだけでございます。

それと今回、新たに 7 条の 2 の第 1 項につきまして追加した部分がございます、資料 4 の 26 ページの 5. でございます。これは「普通に用いられる方法で表示する」ということが法律の要件になっていますので、それについての基準を今回追加しております。これは 3 条 1 項 1 号の規定をここにそのまま持ってきた形にしております。これも従来の考え方を変えるものではなくて、ここの要件に関する基準がなかったということで、今回新たに追加するものです。

それから、7 条の 2 の第 2 項、第 3 項、第 4 項ということで、資料 4 の 28 ページ、ここは枠囲みの中に法律の文言を記載されていますが、従来、現行では第 2 項しか記載がなかったもので、これは第 4 項に係る基準の記載もあるということで、第 3 項及び第 4 項を法律の条文を追加しております。それと、ここの中も明確化の観点から全体を見直して修正を行ったという趣旨でございますので、あくまでも形式的なものという形になっております。

簡単でございますが、以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

それでは、この7条及び7条の2の全体をまとめまして、どの点からでも御発言があります先生にお願いしたいと思います。御意見、御発言等がありますでしょうか。

外川先生、お願いします。

○外川委員 7条の2の20ページになりますか、下のほうに4番として商標の同一性についてということで、その次の21ページにかけて御説明してありますけれども、これは「需要者の間に広く認識されている」という要件とは違うので、基本的には3条2項と同じような気がするのですが、3条2項もかなり長くこの同一性について書いたわけですが、別に挙げてくると、あれと同じなのか、違うことを言っているのかというのがちょっと疑問になりますので、もし3条2項と同じであれば、前にも3条2項を引いているのがありましたので、そのままでもいいし、いやそうではないんだということになると、これはどこが違うのか。特に3条2項の商標の同一性の審査基準との関係で、どこが違うのかというのを説明していただければと思います。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

時間も押していますので、まとめて御意見を先に承りたいと思います。御意見、御発言のある先生いらっしゃいますでしょうか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 細かい点で申しわけありませんが、25ページの下から3行目に「温泉浴場施設の提供」というのがあります。それから、29ページの第1行目に「温泉における入浴施設の提供」というのがあります。どちらかに合わせたいかがでしょうか。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは調査の上、どちらかに統一していただくことにしたいと思います。

そのほか御意見、御発言はありますか。

7条の2については、昨年度大分議論しまして、そういう意味では今回は形式修正に近いということですが、それも含めまして御発言等がありますでしょうか。

もしありませんようでしたら、先ほど外川先生から御質問がありました、たたき台の20ページ、下のほうの4. 商標の同一性について、7条の2ですが、これが3条2項の同一性と同じかどうかということについて、事務局から説明いただきたいと思います。

○豊瀬商標審査基準室長 7条の2につきましては、3条2項と異なりまして、基本的に文字のみからなるものがございますので、それを勘案した形の基準になっているというこ

とで、3条2項とは別に地域団体商標特有の基準ということにしております。

○小塚座長 ありがとうございます。

○外川委員 中身は同じかどうかだけ。文字とそれ以外で。

○豊瀬商標審査基準室長 基本的な考え方は、やはり同一性が重要視される。当然使用していて、その商標をもって周知性を獲得しているということでございますので、同一性については基本的に3条2項と変わることはございません。

○小塚座長 ありがとうございます。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 この点については昨年度、先に7条が検討されて、当時の3条2項が準用されていた関係から、3条2項の準用を外し、それぞれのところについて考えたかと思えます。その後3条2項を検討したために、違う部分がございます。一番顕著なのが明朝体とゴシック体という21ページの(1)のところですが、「草書体と楷書体等の書体の相違においては、文字のくずし方の程度を十分考慮する。」というのが、地域団体商標のほうに入れられた新しい考え方でございまして、3条2項のほうは、もともとの出願商標が草書体の漢字であるのに対し、使用商標が楷書体又は行書体の漢字である場合というのが残っているかと存じます。これは日本弁理士会からも強く要請したところございまして、地域団体商標の特質というのを考えていただいて書いていただいたところでございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

考え方だけではなくて、判断基準も全く同じではないということですね。

よろしいでしょうか。もちろん今改めて考えて、やはり3条2項と統一しようという御意見も論理的にあり得ないわけではありません。ここで全くそういう発言を規制するわけではありませんが、一応意図して書き分けた経緯はあったということですね。

そのほかの点も含めて御発言はありますでしょうか。

そうしますと先生方に非常に御協力いただきまして、7条及び7条の2に関する原案について、「温泉浴場施設の提供」について、確認の上修正するという1点を除いて、御承認いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、以上で本日の議題は無事に終了いたしました。

最後に、次回のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○豊瀬商標審査基準室長 次回のスケジュールについて御説明させていただきます。次回の第18回商標審査基準ワーキンググループは、6月17日を予定してございます。詳細につきましては追って御連絡申し上げます。

以上でございます。

○小塚座長 それでは、以上で本日のワーキンググループ会合を閉会とさせていただきますと思います。私の不手際で時間が延長しまして、大変失礼いたしました。

7. 閉 会